

「カードローン取引規定」新旧対照表

(申込日が2014年10月22日以前のお客さまの新旧対照表です。)

(改定した主な条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
<p>冒頭</p> <p>オリックス銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の個人のお客さまが、オリックス・クレジット株式会社（以下「保証会社」といいます。）の保証により当社が行う極度方式貸付取引（以下「本取引」といいます。）に関する、当社とのカードローン契約（以下「本契約」といいます。）の規定（以下「本規定」といいます。）を以下のとおり定めます。</p>	<p>冒頭</p> <p>オリックス銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の個人のお客さまが、オリックス・クレジット株式会社<u>または新生フィナンシャル株式会社</u>（以下、<u>個別に</u>または総称して「保証会社」といいます。）の保証により<u>当社との間で行う</u>極度方式貸付取引（以下「本取引」といいます。）に関する、当社とのカードローン契約（以下「本契約」といいます。）の規定（以下「本規定」といいます。）を以下のとおり定めます。</p>
<p>第1条（本契約の申込みおよび成立）</p> <p>1.お客さまは、(1)当社所定のウェブサイトの申込画面に所定の事項を入力し当社に送信する方法、または(2)「オリックス銀行カードローン事前審査申込書（兼カードローン契約書、保証委託契約書）」に所定の事項を記載し署名・捺印のうえ当社に送付する方法により、本契約を申し込みます。なお、お客さまは、本契約の申込みにあたり、当社が指定する本人特定事項等の確認書類その他必要書類を提出します。</p> <p>2～3（省略）</p>	<p>第1条（本契約の申込みおよび成立）</p> <p>1.お客さまは、(1)当社所定のウェブサイトの申込画面に所定の事項を入力し当社に送信する方法、または(2)「オリックス銀行カードローン事前審査申込書（兼カードローン利用申込書、保証委託申込書）」もしくは「<u>オリックス銀行カードローン契約書（兼カードローン契約書、保証委託契約書）</u>」に所定の事項を記載し署名・捺印のうえ当社に送付する方法により、本契約を申し込みます。なお、お客さまは、本契約の申込みにあたり、当社が指定する本人特定事項等の確認書類その他必要書類を提出します。</p> <p>2～3（省略）</p>

旧	新
(新設)	<p><u>第 2 条 (保証会社および保証委託申込みの取次ぎ)</u></p> <p>1.お客さまは、本契約の申込みにあたり、<u>まず、オリックス・クレジット株式会社に対して保証委託申込みを行います。</u></p> <p>2.お客さまは、オリックス・クレジット株式会社との間で前項の保証委託申込みによる<u>保証委託契約が成立しなかったときに限り、新生フィナンシャル株式会社に対して保証委託申込みを行うもの</u>とします。</p> <p>3.お客さまは、本契約の申込みにあたり、<u>前二項で定める保証委託申込みの取次ぎに関する権限を当社に付与するもの</u>とします。 お客さまは、当社による当該権限の行使につき異議を述べることはできません。</p> <p>4.お客さまとの間で保証委託契約が成立した保証会社については、<u>お手続き完了時に行うご案内をもって通知</u>します。</p> <p>5.<u>前 4 項の規定は、2014 年 10 月 23 日以降に本契約を申し込んだお客さまに限り適用</u>します。</p>
<p>第 5 条 (契約期限)</p> <p>1~4 (省略)</p> <p>5.当社が特に認めた場合には、第 3 項第 2 号の定めにかかわらず、お客さまは、<u>契約期限到来または契約終了後も引き続き、第 13 条、第 14 条により、返済</u>することができます。</p>	<p>第 6 条 (契約期限)</p> <p>1~4 (省略)</p> <p>5.当社が特に認めた場合には、第 3 項第 2 号の定めにかかわらず、お客さまは、<u>契約期限到来または契約終了後も引き続き、第 14 条、第 15 条により、本債務を返済</u>することができます。</p>

旧	新
<p data-bbox="240 322 783 495">第 10 条（専用ウェブサイトによる取引） 専用ウェブサイトにより本取引が行われる場合の取扱いは、次の各号のとおりとします。</p> <p data-bbox="240 510 783 875">(1) お客さまは、専用ウェブサイトのログイン画面においてログイン ID およびパスワードを当社所定の方法により入力・送信します。入力・送信されたログイン ID およびパスワードと、当社で登録しているこれらの番号との一致を当社が確認した場合、当社は、かかる操作を行った者をお客さま本人として本取引を行います。</p> <p data-bbox="240 943 448 976">(2)～(3)（省略）</p>	<p data-bbox="810 322 1353 495">第 11 条（専用ウェブサイトによる取引） 専用ウェブサイトにより本取引が行われる場合の取扱いは、次の各号のとおりとします。</p> <p data-bbox="810 510 1353 875">(1) お客さまは、専用ウェブサイトのログイン画面においてログイン ID およびパスワード等を当社所定の方法により入力・送信します。入力・送信されたログイン ID およびパスワード等と、当社で登録しているこれらの番号等との一致を当社が確認した場合、当社は、かかる操作を行った者をお客さま本人として本取引を行います。</p> <p data-bbox="810 943 1018 976">(2)～(3)（省略）</p>

旧	新
<p>第 13 条 (約定返済)</p> <p>1~2 (省略)</p> <p>3.各約定返済日においてお客さまが当社に対して支払うべき返済額 (以下「約定返済額」といいます。)は、当社所定の残高スライドリボルビング方式により、当該各約定返済日の 14 日前の午前 3 時時点 (以下「約定返済額決定基準時」といいます。)における借入元本に応じて決定される下表の金額とします。</p> <p><下表></p> <p>(新設)</p>	<p>第 14 条 (約定返済)</p> <p>1~2 (省略)</p> <p>3.各約定返済日においてお客さまが当社に対して支払うべき返済額 (以下「約定返済額」といいます。)は、当社所定の残高スライドリボルビング方式により、当該各約定返済日の 14 日前の午前 3 時時点 (以下「約定返済額決定基準時」といいます。)における借入元本に応じて決定される下表の金額とします。</p> <p><u>なお、お客さまに適用される返済パターンは、次の各号のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) 2020 年 3 月 23 日までに本契約を申し込まれたお客さまには A パターンが適用されます。</u></p> <p><u>(2) 2020 年 3 月 24 日以降に本契約を申し込まれたお客さまには B パターンが適用されます。</u></p> <p><下表><u>B パターン表示</u></p> <p><u>4.前項にかかわらず、お客さまが当社所定の方法による返済パターン変更の申込みを行い、当社が承諾した場合には、変更後の返済パターンが適用されます。この場合、当社はお客さまに対して変更後の返済パターンおよび返済パターン変更の適用日を当社所定の方法により通知するものとします。</u></p>

旧	新
<p>第 13 条 (約定返済)</p> <p>4.本債務の返済について第 14 条第 1 項第 1 号に定める口座引落を利用しないお客さまについて約定返済日における約定返済額が 1,000 円に満たない金額となった場合には、第 2 項の定めにかかわらず、お客さまは、当該約定返済日に代えて、当該約定返済日以降に当社が別途定める日を支払期日として、かかる債務を返済します。</p>	<p>第 14 条 (約定返済)</p> <p>5.本債務の返済について第 15 条第 1 項第 1 号に定める口座引落を利用しないお客さまについて約定返済日における約定返済額が 1,000 円に満たない金額となった場合には、第 2 項の定めにかかわらず、お客さまは、当該約定返済日に代えて、当該約定返済日以降に当社が別途定める日を支払期日として、かかる債務を返済します。</p>
<p>第 19 条 (解約)</p> <p>1.次の各号の事由が一つでも生じたときは、本契約は、その時点で当然に解約されます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 本取引の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または本取引の名義人の意思によらずに本取引が開始されたことが明らかになったとき。</p> <p>(3) お客さまが行う取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、当社のサービス提供に支障が生じると認められるため、当社がお客さまにその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、お客さまがその是正を行わないことにより、お客さまと当社との信頼関係が損なわれたと認められるとき。</p> <p>2～3 (省略)</p>	<p>第 20 条 (解約)</p> <p>1.次の各号の事由が一つでも生じたときは、本契約は、その時点で当然に解約されます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>前条第 2 項各号に定める事由が生じ、本契約を解約する旨の通知がお客さまに到達したとき。</u></p> <p>(3) <u>本取引の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または本取引の名義人の意思によらずに本取引が開始されたことが明らかになったとき。</u></p> <p>(4) <u>お客さまが行う取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、当社のサービス提供に支障が生じると認められるため、当社がお客さまにその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、お客さまがその是正を行わないことにより、お客さまと当社との信頼関係が損なわれたと認められるとき。</u></p> <p>2～3 (省略)</p>

旧	新
<p>第 20 条（反社会的勢力の排除） 1～3（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 21 条（反社会的勢力の排除） 1～3（省略）</p> <p>4.前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは、当社に何ら請求をしません。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその損害を負います。</p>
<p>第 25 条（危険負担・免責条項等） 1.本取引に関連して作成している契約書等が事変、災害、輸送途中の事故等当社の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、お客さまは、当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、お客さまは、当社から請求があれば、直ちに代りの契約証書等を差し入れます。</p> <p>2（省略）</p>	<p>第 26 条（危険負担・免責条項等） 1.本取引に関連して作成している<u>申込書</u>等が事変、災害、輸送途中の事故等当社の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、お客さまは、当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、お客さまは、当社から請求があれば、直ちに代りの契約証書等を差し入れます。</p> <p>2（省略）</p>

旧	新
<p>第 28 条 (成年後見人等の届出) 1~2 (省略)</p> <p>3.前 2 項の届出事項に取消しまたは変更が生じたときも同様に当社に届け出します。</p> <p>(新設)</p> <p>4.前 3 項の届出前に生じた損害については、当社はいかなる責任も負いません。</p>	<p>第 29 条 (成年後見人等の届出) 1~2 (省略)</p> <p>3.<u>お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、前 2 項と同様に当社に届け出します。</u></p> <p>4.<u>前 3 項の届出事項に取消しまたは変更が生じたときも同様に当社に届け出します。</u></p> <p>5.<u>前 4 項の届出前に生じた損害については、</u>当社はいかなる責任も負いません。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 (消費者信用団体生命保険に関する特則)</p> <p>1.<u>本契約の申込みの際に、お客様が希望し、当社が応諾した場合には、お客様を被保険者、当社を保険契約者兼保険金受取人として当社が指定する生命保険会社 (以下「引受保険会社」といいます。) との間の消費者信用団体生命保険 (以下「本保険」といいます。) への加入を申込みことができます。なお、本保険への加入後、本契約が終了するまでは、本保険から脱退することはできません (告知義務違反等の場合を除きます。)</u></p> <p>2.<u>本保険への加入の諾否の決定は、お客様の引受保険会社に対する告知等に基づいて行われるものとし、その結果に対してお客様は異議を申し立てません。なお、お客様は、引受保険会社に告知した事項が事実と相違ないことを確約します。</u></p> <p>3.<u>本保険の保険料は、当社が負担するもの</u>とします。</p>

旧	新
(新設)	<p>4.本保険の付保期間は、本保険の責任開始日から、本契約が終了する日または本保険の脱退年齢に達した日のいずれかが最初に到来する日までとします。</p> <p>5.お客さまは本保険に定める保険金の支払事由が発生したときは、速やかに当社に通知し当社の指示に従うものとします。また、本保険の保険金の支払事由が発生した場合、当社は、お客さまに対して、事前に通知することなく、本取引を中止することができますものとします。</p> <p>6.当社が本保険の保険金を受領したときは、期限のいかんにかかわらず、保険金を受領した時点の本債務について、受領した保険金額の限度で弁済を受けたものとします。</p> <p>7.当社が前項の保険金を受領した場合、本契約は当然に解約されます。なお、本項による解約については、第 20 条第 3 項が適用されるものとします。</p> <p>8.第 6 項により受領した保険金額が保険金を受領した時点の本債務に不足する場合、お客さまは、直ちに当該不足額を本契約に定める方法により支払うものとし、本契約の関連条項は、当該不足額の履行を完了するまではかかる債務の履行に関する限り有効に存続します。ただし、当社が特に認めた場合、お客さまは、第 14 条ないし第 16 条の定めにより当該不足額を支払うことができます。</p> <p>9.お客さまの告知義務違反により、当社が引受保険会社から保険金の返還を請求された場合、第 6 項による弁済の取扱いは遡ってその効力を失うものとし、お客さまは、本債務全額を直ちに支払います。</p>

旧	新
<p>第 34 条（本規定の改定）</p> <p>1.当社は、本規定に別途定める場合を除き、変更内容および変更日を当社ウェブサイトへの表示その他相当の方法で公表することにより、本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件を変更することができます。</p> <p>2.前項の変更日以降に本取引を行ったお客さまは、かかる変更に了承したものとして取り扱います。</p> <p>3（省略）</p>	<p>第 36 条（本規定の改定）</p> <p>1.当社は、本規定に別途定める場合を除き、<u>本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件について、変更する旨、変更内容および変更の適用開始日を当社ウェブサイトへの表示その他相当の方法で公表することにより、本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件を変更することができます。</u></p> <p>2.前項の<u>変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるもの</u>とします。</p> <p>3（省略）</p>